

WASH WORLD INC. v. BELANGER INC.事件、上訴番号2023-1841(CAFC、2025年3月24日)。Lourie裁判官、Prost裁判官、Stark裁判官による審理。ウィスコンシン州東部地区地方裁判所(Griesbach裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

Belanger社は、スプレーアームを備えた洗車システムに関する特許を侵害したとして、Wash World社を提訴した。Wash World社は、自社のスプレーアームにはクレームに記載の「外側のクッションスリーブ(outer cushioning sleeve)」が付いていないとして非侵害を主張した。同社は、この外側のクッションスリーブについて、「保護クッションとして機能する押出成形された発泡プラスチック製の厚いスリーブ(thick sleeve of extruded foam plastic that acts as a protective cushion)」の解釈を提案した。Wash World社のスプレーアームは、クッション機能のない硬い素材で作られていた。また、Wash World社は、クレームに記載の「所定の洗車エリア(predetermined wash area)」を「洗車エリアの実質的に中央(substantially centrally within a wash area)」と解釈して、同社のスプレーアームがこのような「所定の洗車エリア」に対して動いていないと主張した。実際、Wash World社のスプレーアームは、ソナーによってリアルタイムで検知された車両の位置に対して移動した。地方裁判所は、Wash World社の解釈が明白な意味を不当に狭めると判断し、採用しなかった。陪審員は最終的に侵害を認定し、逸失利益として980万ドルの賠償の支払いを命じた。Wash World社は、上記の見解に基づき非侵害を主張する法律上の判決(JMOL)を求めるとともに、代替案として、再審(new trial)もしくは護送販売に基づく損害賠償の減額を求める申し立てを行った。地方裁判所はこの申し立てを全面的に棄却した。Wash World社はこれを不服としてCAFCに上訴した。

争点/判決:

地方裁判所は、「外側のクッションスリーブ(outer cushioning sleeve)」と「所定の洗車エリア(predetermined wash area)」のクレーム解釈、および損害賠償の減額請求の棄却にて誤りをなしたか。否および然り。クレーム解釈は確認支持され、損害賠償の減額命令とともに差し戻された。

審理内容:

上訴審にて、Wash World社は当初の解釈を放棄し、争点となっている用語について実質的に異なる解釈を提案した。「外側のクッションスリーブ(outer cushioning sleeve)」については、「厚い(thick)」および「押出成形された発泡(extruded foam)」という要件を削除し、代わりに「圧縮されても元の形状に戻ることができる(can be compressed and spring back into shape)」「ソフトで弾力性に富む(soft and resilient)」素材という要件を提案した。「所定の洗車エリア(predetermined wash area)」については、中央配置の定義を完全に削除し、代わりに「車両が洗車場に入る前に定義され、車両が洗車場に入った後は変更されない(defined before the vehicle enters the car wash and does not change after the vehicle enters the car wash)」という要件を提案した。CAFCは、これらの新たな解釈は地方裁判所にて今まで公正に提示されたことがないため、提示する権利が喪失されたとみなされると指摘した。Wash World社は、裁判記録(trial record)において「ソフトで弾力性に富む(soft and resilient)」という表現が複数の箇所で言及されていることを指摘したが、CAFCは、地方裁判所が想定されるクレーム解釈上の争点を認識していたという形跡がない場合、当事者はその争点を提示する権利を喪失したとみなされ、上訴審において記録中の曖昧な記述を指摘して自らの主張を復活させることはできないと指摘した。また、CAFCは、「所定の洗車エリア(predetermined wash area)」の新たな解釈にはタイミング関連の制約があるが、これは地方裁判所に一度も言及されていなかったと指摘した。

Wash World社は、地方裁判所で損害賠償の正確な減額金を特定しなかったにもかかわらず、Belanger社が護送販売(主に特許でカバーされていない補助乾燥機)による逸失利益の賠償を受けることに明白に反対していたため、損害賠償の減額の主張は権利喪失とはならなかった。その後、CAFCは、裁判記録はBelanger社が護送販売による逸失利益を受け取る権利があることを証明するのに十分ではないと判断し、上訴審で指定された損害賠償について約250万ドルの減額命令を付けて本件を差し戻した。